

前橋市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

○はじめに

地方公共団体の技能労務職員等の給与水準は、同種の民間事業の従事者に比べ高いのではないかと住民等からの意見があるなか、総務省からの「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」の通知に基づき、本市技能労務職員等の給与等の状況について公表するものです。

1 現 状

(1) 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	前 橋 市				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額
技能労務職員全体	46.1 歳	440 人	314,746 円	359,152 円	—	—	—
うち清掃職員	44.8 歳	118 人	307,207 円	369,500 円	廃棄物処理業従業員	43.6 歳	299,700 円
うち学校給食員	46.1 歳	86 人	314,594 円	345,929 円	調理士	41.5 歳	265,200 円
うち用務員	46.9 歳	163 人	320,263 円	357,922 円	用務員	53.9 歳	225,900 円
うち自動車運転手	47.7 歳	30 人	324,353 円	381,111 円	自家用乗用自動車運転者	53.6 歳	208,600 円
うちその他	45.7 歳	43 人	308,128 円	346,544 円	—	—	—

※1 前橋市の数値は、平成20年地方公務員給与実態調査の数値をもとに算定したものの。

※2 民間の数値は、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査（平成17～19年の3か年平均）によるもの。

※3 比較する民間の数値は、非正規職員の数値を含むもので、年齢・業務内容・雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

(単位：人)

職種区分\年齢(才)	20才未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39
技能労務全体(440人)	0	0	2	14	36	65
うち清掃職員	0	0	1	4	10	21
うち学校給食員	0	0	1	4	9	8
うち用務員	0	0	0	4	12	25
うち自動車運転手	0	0	0	0	3	1
うちその他	0	0	0	2	2	10
職種区分\年齢(才)	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60
技能労務全体	76	64	48	61	74	0
うち清掃職員	28	17	10	12	15	0
うち学校給食員	14	12	10	13	15	0
うち用務員	26	17	20	27	32	0
うち自動車運転手	5	9	2	4	6	0
うちその他	3	9	6	5	6	0

※年齢については、平成20年4月1日現在

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表を適用（国家公務員行政職俸給表(一)相当）
 なお、技能労務職員については、8級のうち4級までを使用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

特殊作業場手当	斎場に勤務した職員	機械操作技士	日額 2,200円
		自動車運転技士	日額 1,100円
清掃業務手当	ごみ収集又はごみ処理業務に従事した職員		日額 650円
	し尿処理業務に従事した職員		日額 690円
	炉内又は破砕物分離装置内等の点検清掃作業に従事したとき。		日額 400円加算
	道路等における小動物(犬猫等)の死体処理の作業に従事したとき。		1件 150円加算
	スズメバチの駆除作業に従事したとき。		
	ごみ処理業務に従事する職員が清掃工場において、変則勤務したとき。		月額 7,700円

ウ 昇給基準

国に準じた昇給基準を採用

参考：平成21年1月昇給は、3号を標準として昇給。ただし、55才以上の職員は、1号昇給

2 基本的な考え方

本市技能労務職員の給与等については、これまで随時、点検を行い、見直しを実施してきたが、今後も国、県及び類似都市の状況等を勘案し、さらには民間給与との均衡が図れるよう引き続き点検を行う予定

3 具体的な取組内容

本市の技能労務職員を含む全職員に係る給与等については、平成18年4月に給与構造改革を実施し、その結果、国に準じた給与構造となった。

また、特殊勤務手当についても見直し、それまで市全体で16あった特殊勤務手当は、平成18年4月には11になった。

今後は、集中改革プランに基づいて技能労務職の給料表を国家公務員行政職俸給表（二）相当へ見直すとともに、特殊勤務手当についても見直す予定

4 その他

(1) 民間委託の推進、事務・事業の見直し等

全庁的に事務事業の見直しを実施しているが、現業職場については、見直し等により、民間委託が可能な職場については、民間委託を進め、指定管理者制度が導入可能な職場については、導入を進めていく。

委託等が馴染まない職場、正規職員を配置するほどではない業務については、嘱託員・臨時職員で対応していく考えである。

(2) 職員数削減の見込み

本市は、集中改革プランによる定員管理計画により、5年間の間に市全体で6%（175名減）の定員削減を予定しており、技能労務職については、平成18年度の採用試験（19.4.1採用）から新規採用を行っていない。今後も退職者の動向を見ながら、削減を進めていく。